

# 令和8年度 e - ラーニング研修業務仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度 e-ラーニング研修業務

## 2 事業説明

社会経済情勢の急速な変化に伴い、複雑・多様化する行政課題の解決に迅速に取り組むため、時間や場所にとらわれず主体的に多様な講座が受講できる e-ラーニングによる良質な学習機会を職員に提供する。

## 3 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

兵庫県自治研修所（以下、「管理者」という）が指定する受講対象の職員（以下、「受講者」という。）が、インターネット上で受託者が運営する Web サイトへ接続し、e-ラーニング講座を受講するための学習管理システム（以下「システム」という。）を提供すること。なお、システムの運用は、次の条件を満たすこととする。

### （1）受講人数（ID 数）について

100名（ID）

### （2）受講環境について

- ・100名が同時に視聴できるようにすること。
- ・幅広い分野の講座を準備し、常時10,000本以上の講座を視聴できるようにすること。
- ・同一プラットフォームにて地方自治体向け専門講座も500本以上用意されていること。
- ・講師が話す姿と講義内容を示す講義資料が同時に閲覧、参照できること。
- ・受講者に個別のIDを付与し、受講者が自らの講座履歴や受講回数、確認テストの受講、成績の確認ができること。また受講可能期間中は時間や受講回数の制限なく視聴できること。
- ・講義資料は原則ダウンロード可能とし、受講者の希望に応じて印刷できること。
- ・研修レポートを提出する機能を有し、研修レポートを任意のメールアドレスに送付できる機能を有していること。また、レポートフォーマットはオリジナルで作成が可能であること。
- ・確認テストは、何度でも繰り返し受験できること。
- ・複数段階が選択できる倍速再生機能を有していること。
- ・一般のインターネット回線によりシステムを利用できること。
- ・パソコン、スマートフォン及びタブレット等の情報通信端末での受講に対応していること。なお、想定するブラウザの動作環境は、以下のとおりとする。  
インターネットブラウザ Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox 他  
モバイル端末対応ブラウザ Google Chrome、Safari 他

### (3) 受講管理について

- ・管理者がライセンスを管理できるようにすること。利用者登録の際には、CSV ファイルを取り込むことで一括登録及び変更できる機能を有すること。
- ・1 つの視聴用 ID を複数名の受講者で期間をずらして共用することを可能とし、管理者にて ID/PW の変更（または削除、追加）ができること。
- ・全コンテンツから自由にコンテンツを選択してカリキュラムを構築し、受講者の割り当てが可能であること（管理者において、受講者が視聴する講座の制限ができること）。また、研修レポート・確認テストの紐づけも可能であること。
- ・管理者において、受講者の受講状況を一元的に閲覧できること。  
例) 受講者が受講したコンテンツのアクセス状況や指定講座の修了の有無 等
- ・受講状況等の情報を csv ファイル形式等で出力できること。

### (4) 保守・サポート体制について

- ・管理者向け運用マニュアル及び受講者向け操作マニュアルを提供すること。
- ・管理者を対象とした操作説明会等を実施すること。
- ・システムの利用・操作に関する相談に対し、適切な情報を提供するなど、運用にあたり随時支援を行うこと。
- ・システム障害の発生時には、発注者に対して速やかに報告できる体制が確保されていること。

## 5 e-ラーニング講座の提供

実務能力の向上に資する内容の講座を提供すること。なお、以下のコンテンツは必ず含むこと。

- ・行政実務に資する内容  
例) 公務員倫理、各階層別職員研修、契約実務 等
- ・法務能力向上に資する内容  
例) 地方自治法、民法、行政法 等
- ・政策形成・行政運営の高度化に資する内容  
例) DX、EBPM 等
- ・行政課題への対応に資する内容  
例) メンタルヘルス、データサイエンス、ハードクレーム、法制執務 等
- ・その他、行政・民間企業に共通するスキル・知識等で、業務上で必要と思われる内容  
例) 資料作成、プレゼンテーション能力、組織マネジメント、リーダーシップ、目標管理、OJT、Word、Excel、PowerPoint、ハラスメント防止、リスクマネジメント 等

## 6 留意事項

- ・業務実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため、発注者と密接な関係を保ちながら作業を推進すること。なお、作業の内容に疑義が生じた時は、発注者はその都度、状況の報告を求められることができるものとする。
- ・受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、資料について第三者に漏洩してはならない。
- ・受託者は、業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と協議の上処理すること。